

# 施設園芸産地力強化支援事業実施要領

施設園芸産地力強化支援事業（以下、略称として『「泉」事業』を用いる。）については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

## （目的）

第1 市場ニーズの高い時期（需要期）への安定出荷を進め、園芸産地の復興と拡大を成し遂げるためには、生産の施設化や省力・生産安定技術等の普及が重要である。これら技術を支える良質な水源の確保を進め、施設園芸産地力の強化を支援する。

## （事業内容及び留意事項）

第2 他の補助制度等（以下、「関連事業」という。）を活用して園芸作物の施設化等に取り組む産地（受益面積概ね0.5ha以上）を対象に、併せて行う良質な水源確保に係る経費（付帯設備を含む）について支援するものとし、詳細は別表のとおりとする。

なお、留意事項は次のとおりとする。

- （1）他の補助制度で対象となるものは「泉」事業の補助対象とはしない。
- （2）事業実施主体は、施設の利用者と地権者が異なる場合には、利用者と地権者との間で利用権を設定するなど、適切な措置を講ずること。

## （補助交付）

第3 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、事業受益が市町村域を超える場合など市町村が補助を行うことができない場合は、直接補助を行うことができる。

- 2 交付額は千円単位とし、千円未満は切り捨てるものとする。

## （事業実施の手続き）

第4 事業実施主体は、本事業の実施計画書（様式第1号）を作成し、市町村長に提出するものとする。市町村長は、実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式第2号）に実施計画書を添付の上、当該市町村を管轄する福島県農林事務所長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。ただし、直接補助の場合は、事業実施主体は実施計画書及び承認申請書を所長あるいは事業受益が県全域に及ぶ場合にあっては福島県知事（以下、「知事」という。）へ提出するものとする。

- 2 所長（広域団体の場合は知事）は、事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合には、様式第3号により事業実施計画の承認を行うものとする。
- 3 交付要綱別表1に定める重要な変更にあたる場合は、第4の1及び2に準じて変更手続きを行うものとする。

4 交付要綱別表1に定める軽微な変更にあたる場合は、第4の1に準じて本事業の実施計画書変更届（様式第4号）をすみやかに提出するものとする。

（事業の実施期間）

第5 「泉」事業の実施期間は単年度とする。

（事業の執行状況報告）

第6 所長は、6月、9月、11月末及び事業が完了した時点の執行状況を、翌月10日までに執行状況報告書（様式第5号）により知事に報告するものとする。直接補助の場合は、第4の1ただし書きに準じて手続きを行う。

なお、知事及び所長は必要に応じて、執行状況報告を随時求めることができるものとする。

（成果確認）

第7 事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領によるものとする。

（実施状況報告及び評価）

第8 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、本事業の実施状況報告書（様式第1号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長に報告するものとする。市町村長は、実施状況報告書を審査の上、5月末日までに所長に提出するものとする。所長は、7月末日までに知事へ報告するものとする。

2 事業実施主体は、事業実施後3年後において、評価指標の達成度が70%に満たない場合、改善計画を作成し、市町村長に提出する。市町村長は、その写しを所長に提出するものとする。

3 前項1及び2の手續について、直接補助の場合は、第4の1ただし書きに準じて手續きを行う。

4 県及び市町村は、目標の達成に向けて技術的、経営的指導を行う。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、「泉」事業の実施に必要な事項は、別に定める。

2 交付要綱の第1号様式中「2 事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式第6号のとおりとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

別表（実施要領第2関係）

事業の内容	施設園芸産地力強化支援事業（略称：「泉」事業）
対象作物	園芸作物
事業実施主体	関連事業の事業実施主体または取組主体、3戸以上の営農集団（中山間地域は2戸以上とする。）、市町村、農業協同組合及び連合会、土地改良区及び連合会、公社、農業法人等
補助率	1／2以内（補助上限1,000千円／か所・水源）
補助対象	良質な水源確保（井戸掘削）に係る経費（付帯設備を含む）。ただし、付帯設備のうち関連事業で対象となるものを除く。
採択要件等	<p>1 関連事業により当該年度を含む過去3か年以内に園芸作物の施設化等に取り組む産地であること。かつ、関連事業または確保された水源の受益面積が概ね0.5ha以上であること。</p> <p>2 施設化等とは次の取り組みをいう。ただし、事業の採択・配分に当たっては、（1）を優先する。</p> <p>（1）生産の施設化（栽培用ハウスの導入）</p> <p>（2）かん水の高度化（自動化、省力化、養液栽培等）</p> <p>3 2のほか、事業の採択・配分に当たっては、次の各項目を優先する。</p> <p>（1）水源1か所当たりの事業効果がより大きい取り組み。</p> <p>（2）関連事業による施設化等の導入面積がより大きい取り組み。</p> <p>（3）国庫事業による取り組み。</p>